

今後の地域医療構想会議の進め方について

1 国の方針

(1) 地域医療構想調整会議の進め方

「地域医療構想の進め方について」（平成 30 年 2 月 7 日付け医政地発 0207 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）抜粋

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2017（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）」においては、地域医療構想の達成に向けて、「個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針の速やかな策定に向けて、2 年間程度で集中的な検討を促進する」ととされていることを踏まえ、都道府県においては、毎年度この具体的対応方針をとりまとめること。この具体的対応方針のとりまとめには、地域医療構想調整会議において、平成 37（2025）年における役割・医療機能ごとの病床数について合意を得た全ての医療機関の①平成 37（2025）年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割、②平成 37（2025）年に持つべき医療機能ごとの病床数を含むものとする。なお、平成 30 年度以降の地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、各都道府県における具体的対応方針のとりまとめの進捗状況についても考慮することとする。
- それ以外（公立病院、公的医療機関等 2025 プラン対象医療機関、構想区域において担うべき医療機関としての役割や機能を大きく変更する病院など）以外の全ての医療機関については、地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、遅くとも平成 30 年度末までに平成 37（2025）年に向けた対応方針を協議すること。

「地域医療構想調整会議の活性化に向けた方策について」（平成 30 年 6 月 22 日付け医政地発 0622 第 2 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）抜粋

- 都道府県は、本年度(30 年度)末までに全ての医療機関について地域医療構想調整会議において協議を開始し、具体的対応方針について速やかに合意できるよう、個別の医療機関としての協議を未だ開始していない医療機関について、平成 29 年度の病床機能報告における 6 年後及び平成 37（2025）年の病床機能の予定に関するデータを平成 37（2025）年に向けた対応方針とみなして地域医療構想調整会議で共有し、協議を開始すること。

(2) 病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関への対応

「地域医療構想の進め方について」（平成 30 年 2 月 7 日付け医政地発 0207 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）抜粋

- 都道府県は、病床機能報告の結果等から、病床が全て稼働していない病棟（過去 1 年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟をいう。以下同じ。）を有する医療機関を把握した場合には、速やかに、当該医療機関に対し、地域医療構想調整会議へ出席し、①病棟を稼働していない理由、②当該病棟の今後の運用見通しに関する計画について説明するよう求めること。

2 宇和島構想区域における対応方針

(1) 全ての医療機関について地域医療構想を踏まえた協議の開始

- 1 公立病院、公的医療機関等について
 - 新公立病院改革プラン及び公的医療機関等 2025 プランを策定し、協議開始済
- 2 その他の医療機関
 - 県医療対策課が、病床機能報告の対象となっている全ての医療機関(公立病院等を含む。)を対象に今後の病床機能の方針等に関する調査を検討・実施する予定
⇒これを踏まえ、個別の医療機関ごとの取組状況を構想会議で共有する。

(2) 休棟病床への対応

- 1 上記の調査に合わせて今後の方向性を確認する。再稼働の場合は、医療機能及び医療従事者の確保等を確認する。
- 2 なお、新たな病床を有する医療機関の開設相談はない。